

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

佐賀県公安委員会委員長 吉 富 啓 子

佐賀県公安委員会規則第3号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前             |  | 改正後             |  |
|-----------------|--|-----------------|--|
| 別表第1の3（第8条の2関係） |  | 別表第1の3（第8条の2関係） |  |
| 路線名             | 区間   | 路線名             | 区間   |
| 略               |  | 略               |  |
| 県道小郡基山線         | <u>三養基郡基山町大字小倉467番8</u> から三養基郡基山町大字小倉478番1まで | 県道小郡基山線         | <u>三養基郡基山町大字小倉字野入28番1</u> から三養基郡基山町大字小倉478番1まで |
| 略               |  | 略               |  |

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。